

# 秋の全国火災予防運動

11月6日～15日

「火は見ている あなたが離れる その時を」

火災が発生しやすい季節になりました。火災予防思想の一層の普及と火災の発生予防、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に「秋の全国火災予防運動」が実施されます。

市と消防団は、期間中に次のような取り組みを行います。

- ①火災予防運動期間中の11月11日に消防団と消防署が合同して市内全域で広報活動を行ないます。
- ②火災予防ポスターや火の用心チラシ、広報、CATV、防災行政無線などで火災予防運動の周知を図ります。



- ③21時にサイレンを鳴らし、各家庭や事業所での火の元の点検を促します。
- ④消防団は、各分団ごとに広報活動や消防水利の点検など地域の実情に応じた活動を行ないます。

## 住宅用火災報知器を 設置しましょう

住宅火災による死者の発生を防止するため、消防法および杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例が改正され、**全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**  
新築住宅・・・新築された日から設置  
(平成18年6月1日から適用)  
既存住宅・・・平成23年5月31日までに設置  
(猶予期間)



### 【設置箇所】

- ◇壁または天井に設置します。
  - ・各寝室
  - ・階段（2階以上に寝室がある場合）
  - ・7㎡以上の部屋が5以上ある階の廊下※台所への設置は努力目標です。
- 壁取り付けの場合  
天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器がくるようにします。梁がある場合には中心を梁から60cm以上離します。
- 天井取り付けの場合  
住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。調理器具やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

### 【問合先】

武雄消防署予防課予防係 電話 (23) 2151  
杵藤地区消防本部予防課予防係  
電話 (23) 0119  
武雄市総務課安全安心係 電話 (23) 9315  
住宅用火災警報器相談室  
フリーダイヤル0120-565-911

## ！ ご注意ください

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意ください。**火災警報器は、クーリングオフ（※）の対象です。**  
国が定めた規格に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した住宅用火災警報器には『NS』マークが表示されています。

### ※クーリングオフとは

訪問販売等で指定商品やサービスの契約（申し込み）をしてしまった場合、契約のための書面を受け取った日を含めて8日以内なら消費者は無条件で契約の解除（マルチ商法の場合は20日以内）をすることができる制度です。